山江村農業委員会総会議事録

１．　開催日時　令和８年７月２１日（火）午後２時３０分から午後４時０３分

２．　開催場所　山江村役場　２階大会議室

３．　出席委員（１５名）

農業委員　　８名

推進委員　　７名

４．　欠席委員（０名）

５．　議事日程

日程１　開会（事務局長）
日程２　辞令交付（村長）
日程３　村長挨拶（村長）
日程４　臨時議長選出について
日程５　議事録署名委員の指名について
日程６　選第１号　山江村農業委員会会長の互選について
日程７　選第２号　山江村農業委員会会長職務代理者の互選について
日程８　選第３号　議席の決定について
日程９　選第４号　農地利用最適化推進委員の委嘱者の承認と担当区域の決定について
日程１０選第５号　山江村有財産審議会委員の選出について
日程１１議題２３号全国農業新聞の皆購読に関する申し合わせ決議について
日程１２協第１号　農業委員の担当区域の決定について
日程１３その他
日程１４閉会（会長）

６．　農業委員会事務局職員　　事務局長
会計年度任用職員

７．　会議の概要

事務局長	それでは、ご起立願います。国旗、村旗にご注目ください。一同、礼。お直りください。正面を向いてください。一同、礼。ご着席ください。 只今から山江村農業委員会委員辞令交付式並びに臨時総会を開式いたします。日程２「辞令交付」。席の順番にて、お名前を読み上げますので、順次前の方へお並びください。 村長より辞令交付

事務局長	それでは、臨時総会の開会宣言を致します。山江村農業委員会の総数は８名で、本日の出席委員は、８名でございます。農業委員会等に関する法律第２７条第３項並びに、山江村農業委員会総会規則第８条の定足数を満たしておりますので、総会の成立を宣言いたします。日程３「村長挨拶」村長がご挨拶申し上げます。
村長	（村長挨拶）
事務局長	ありがとうございました。次に日程４「臨時議長選出について」ですが、この総会の議長となる会長がまだ選任されておりませんので、選任されるまでの間、山江村農業委員会総会規則第６条第３項の規定により、年長の出席委員に臨時議長をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。 （異議なしの声）
事務局長	異議なしの声がありましたので本日出席委員における最年長者であります〇〇委員に、臨時議長をお願いいたします。なお村長におかれましては公務のため、この場を退出されます。 （村長退室） それでは〇〇委員におかれましては、議長席に移動をお願いいたしますとともに議事進行をお願いいたします。
臨時議長	皆さんこんにちは。本日は臨時総会というようなことで大変お忙しい中、お暑い中、お集まりいただきまして本当にお疲れ様でございます。本日の議事にあたりまして、スムーズに議事が進行できますようご指導、ご協力をお願いいたします。
臨時議長	それでは議事に入ります。日程５「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第２０条第２項に規定されているとおり、議長である私から指名をさせていただきます。議事録署名委員を〇〇委員、〇〇委員にお願いいたします。
臨時議長	次に日程６選第１号「山江村農業委員会会長の互選について」を議題とし、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは総会資料の１ページをお開きください。選第１号「山江村

	農業委員会会長の互選について」農業委員会等に関する法律（昭和２６年３月３１日法律第８８号）第５条第２項の規定により、山江村農業委員会会長を互選するものとする。令和８年７月２１日提出、山江村農業委員会臨時議長。記としまして、職名が会長、右が氏名の欄となっております。なお、会長職におきましては、同時に一般社団法人熊本県農業会議の会員となることを申し添えます。以上でございます。
臨時議長	只今事務局が説明しましたとおり、会長を互選するものですが、いかがいたしましょうか。自薦、あるいは推薦委員がありましたら発言をお願いします。
臨時議長	○○委員、何かございませんでしょうか。
○○委員	前回、農業委員さんにお集まりいただいたときに、お話させてもらったですけど、推薦したい人がいまして、○○委員がしていただければありがたいと思っていますが、他の皆さんの意見もお聞きしたいところではあります。
臨時議長	只今、○○委員より推薦がありましたがいかがでしょうか。 （異議なしの声）
臨時議長	それでは採決を致します。○○委員を会長とすることにご異議はありませんか。 （異議なしの声）
臨時議長	それでは、会長が決まりましたので、これを持ちまして臨時議長の座を降りさせていただきます。皆様のご協力により、スムーズに進行ができましたことをお礼申し上げます。ありがとうございました。
事務局長	それでは、○○委員、臨時議長の職務ありがとうございました。それでは新会長が決定しましたので就任されました○○委員におかれましては、議長席へ移動をお願いいたします。それとともに、ご挨拶をお願いいたします。
会長	（会長挨拶） （拍手）

会長	ありがとうございます。着座にて進行させていただきたいと思います。
事務局長	ありがとうございました。日程７以降につきましては、会長より議事進行をお願いいたします。
会長	はい。それでは、日程７選第２号「山江村農業委員会職務代理者の互選について」を議題とし、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	総会資料の２ページをお開きください。選第２号「山江村農業委員会職務代理者の互選について」農業委員会等に関する法律（昭和 26 年３月３１日法律第８８号）第５条第５項の規定により、山江村農業委員会会長職務代理者を互選するものとする。令和８年７月２１日提出、山江村農業委員会会長。記としまして職名が会長職務代理者、右が氏名の欄となっております。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたので、職務代理者につきまして、どなたか自薦、他薦ございませんでしょか。
○○委員	はい。
会長	はい、○○委員
○○委員	よろしければ、私が受けたいと思いますけど、どうでしょうか。
会長	只今、○○委員の方から自薦ということで、ありがたいお言葉をいただきました。皆さん、いかがでしょうか。 （異議なしの声）
会長	異議なしということであります。それでは、職務代理者の方を○○委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
会長	それでは、日程８選第３号「議席の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	総会資料の３ページをお開きください。選第３号「議席の決定について」山江村農業委員会総会規則第９条第１項の規定により、各委員の議席は「くじ」により定める。令和８年７月２１日提出、山江村農

	業委員会会長。すみません、先ほどからいろいろ法律とか条例とか言ってますが法律や、農業委員会規則等につきましては、別冊で資料としてお渡ししておりますので、その条文を参考に見ていただければと思います。まず議席についてですけれども、１番は会長、２番は会長職務代理者と決まっておりますので、3 番以降の議席を決めさせていただきます。議席を決定するにあたりましては、予備くじを引いたうえで本くじを引いていただくことといたします。まず予備くじについてですが、総会資料４ページをご覧ください。本日出席委員の名簿を５０音順に並べておりますが、予備くじにつきましてはこの順で引いていただくということでよろしいでしょうか。 （異議なしの声）
事務局長	はい。異議なしという言葉でしたので、名簿順にひいていただきたいと思います。それでは、予備くじを引いてもらいますので、事務局が持っていきますので、１本ずつくじを引いていただきます。 （５０音順に予備くじを引く）
事務局長	それでは、予備くじの順番を発表させていただきます。(順番発表)。この順番で本くじを引いていただきたいと思います。 （予備くじの順に本くじを引く）
事務局長	それでは、議席が決定いたしましたので、発表します。(議席発表)。今議席が決定しましたので、只今から席替えを行います。会長から見て左側の手前席から２番、３番、４番、右の奥の方から、５，６，７，８という順番になりますので、名札と資料を持って移動をお願いします。 （席替え）
会長	それでは議席が決定いたしましたので、次に移らさせていただきたいと思います。日程９選第４号「農地利用最適化推進委員の委嘱者の承認と担当区域の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	総会資料の５ページを開いてください。選第４号「農地利用最適化推進委員の委嘱者の承認と担当区域の決定のついて」農業委員会等に関する法律（昭和２６年３月３１日法律第８８号）第１７条の規定に

	より、農地利用最適化推進委員の委嘱者を決定し、担当区域を定める。令和８年７月２１日提出、山江村農業委員会会長。農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律が一部改正され、９年前から新設されたものです。その主な役割は、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動となります。資料の６ページをご覧ください。候補者となられました方の名簿を５０音順に並べております。続きまして資料の７ページ、８ページには募集要項を抜粋しました資料を添付しております。つきましては、候補者の農地利用最適化推進委員としての承認、承認後においては、担当区域の決定について審議をお願いいたします。
会長	それでは、事務局の説明が終わりました。まず、候補者の農地利用最適化推進委員としての承認につきまして審議に入ります。何かございませんでしょうか。 （質疑・意見なし）
会長	なければ採決を致します。これら候補者を農地利用最適化推進委員として承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
会長	はい。全員挙手、賛成でございますので、候補者を農地利用最適化推進委員として承認することに決定いたします。続きまして、担当区域を定めることについての質疑に入ります。１区から３区の順に決めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
会長	それでは、山江村農業委員会農地利用最適化推進委員の担当区につきまして、こちらの方でご説明でよろしいでしょうか。 （異議なしの声）
会長	それでは、１区から３区の区域の順番に決めていきたいと思います。 （担当区域案説明） こういったことでご異議ございませんでしょうか。 （異議なしの声）
会長	はい。異議なしということでございますので、この案にて決定にさせていただきたいと思います。ここまでで暫時休憩を取りたいという

	ふうに思います。開始予定時刻を１５時１０分といたしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 （１５時休憩）
事務局長	すみません。村長がちょっと来客が長引いてるということでございましたので、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を進めながら、村長が上がってこられました時点でご挨拶をいただきたいと思います。それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	はい。
事務局長	すみません。それでは、村長お見えでございますので、総会を再開する前にですね、選第４号で承認されました農地利用最適化推進委員の委嘱状交付を行います。席の順にてお名前を申し上げますので、順次前の方へお並びください。 （農地利用最適化推進委員への委嘱状交付） （１５時３０分再開）
事務局長	ここで、会長がご挨拶申し上げます。
会長	（会長挨拶）
事務局長	ありがとうございました。続きまして、村長がご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。
村長	（村長挨拶）
事務局長	ありがとうございました。村長におかれましては、公務の為、ここで退席されます。ありがとうございました。 （村長退室）
事務局長	（事務局長挨拶）
事務局補助職員	（事務局補助職員挨拶）
事務局長	以上２名で事務局の運営をしていきます。至らぬところもあると思

	いますが、どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。以上を持ちまして、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を終了いたします。引き続き、臨時総会を再開いたしますので、進行を会長にお願いいたします。
会長	それでは再開をさせていただきたいと思います。続きまして、お手元の総会資料をお開きいただきまして、日程１０選第５号「山江村有財産審議会委員の選出について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	総会資料の９ページをお開きください。選第５号「山江村有財産審議会委員の選出について」山江村有財産審議会設置要項（平成８年４月１日施行）第３条第２項の規定により、農業委員会のうちから、標記委員を２名選出する。令和８年７月２１日提出、山江村農業委員会会長。記としまして職名が山江村有財産審議会委員です。氏名の欄に２名、選出するということで空けてございます。資料の１０ページから１１ページにつきましては、参考資料につきまして、通知並びに現委員の名簿を添付しております。なお、要項につきましては、先ほど農業委員の方には申し上げましたけれども、別冊でありますのでそちらの方をご覧いただきたいと思います。任期の方がですね、現委員の方が令和９年５月９日ということになっておりますので、若干選任の後に期間が開くということですが、ご了承をお願いしたいと思います。以上でございます。
会長	それでは、事務局の説明が終わりました。山江村有財産審議会委員について自薦、他薦につきましてございませんか。
○○農業委員	はい。
会長	はい。○○委員。
○○農業委員	はい。今１期させていただいております○○といいます。３年たってですね、やっと何となく理解できるようになってきています。村有財産ということで、責任はとても重たくなるんですけど、もう１期させていただいて、もうちょっと勉強していきたいと思いますので、立候補させていただきたいと思っておりますけどもよろしくお願いいたします。
会長	はい。ありがとうございます。あと１名、自薦、他薦が必要ですが、ご意見ございませんでしょうか。

	（会長一任の声）
会長	会長一任のお声がありましたが、私からのご指名ということでよろしいでしょうか。
	（異議なしの声）
会長	はい。では新任ではございますけども、〇〇委員にお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。
	（異議なしの声）
会長	はい。ありがとうございます。〇〇委員も自薦ということでございますがいかがでしょうか。
	（異議なしの声）
会長	はい。ありがとうございます。それでは山江村有財産審議会委員ということで、〇〇委員、〇〇委員といたしたいと思います。後ほど同意書の提出をお願いいたしたいと思います。
会長	続きまして、日程１１議第２３号「全国農業新聞の皆購読に関する申し合わせ決議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	はい。それでは総会資料の１２ページをお開きください。議第２３号「全国農業新聞の皆購読に関する申し合わせ決議について」農業委員会等に関する法律（昭和２６年３月３１日法律第８８号）第６条第３項第２号の規定により、農業一般に関する調査及び情報の提供に係る活動の一層の強化を図るため、申し合わせるものである。令和８年７月２１日提出、山江村農業委員会会長。資料の１３ページに全国農業新聞の購読等に関する申し合わせ決議案を付けております。１４ページから１５ページには全国農業委員会会長大会における第３号議案の写しを参考資料として添付しております。本議案につきましては、農業委員会活動の一つでもある農業一般に関する調査、情報提供に係るものであり、全国の農業委員、農地利用最適化推進委員が一丸となって情報提供活動の一層の強化を図るためのものでございます。当委員会においても本決議を行うことにより、情報提供の一つである全国農業新聞の普及活動の強化を図るため提案するものでございます。現

	在、前委員さんにつきましては１００%の購読をいただいておりまして、皆購読を達成しております。新委員になられましてもですね、引き続き皆購読を達成できるようにご協力をお願いいたしたいと思います。以上決議つきまして、審議の方をよろしくお願いいたします。
会長	はい。事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かありましたらお願いいたします。 （なしの声）
会長	はい。こちらは挙手による採決となっておりますので、賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
会長	はい。全員挙手ということで、議第２３号は、原案のとおり決定を致したいと思います。
会長	続きまして、日程１２協第１号「農業委員の担当区域の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、総会資料の１６ページをお開きください。協第１号「農業委員の担当区域の決定について」農業委員会業務に関する調査と農家からの相談、各種事業の啓発活動等を実施するため、各行政区ごとに担当委員をおくものとする。令和８年７月２１日提出、山江村農業委員会会長。１７ページに名簿を付けています。５０音順でございます。農業委員の方の区割りについてですが、農業委員につきましては、法定的には区域活動を行う必要はございませんが、総会事案の現地調査など活動において区域の割り振りを行った方がよい場合がございます。つきましては、各委員のですね、どのように区域を割り当てるかということと、その区域についてどなたが担当されるかを協議していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたので、まず農業委員の区域担当を決めることにご意義はございませんでしょうか。 （異議なしの声）
会長	はい。異議なしということでございますので、農業委員の担当区域を決めてまいりたいと思います。何かご意見はございませんでしょう

	か。 （なしの声）
会長	ご発言ございませんので、こちらの案ということでよろしいでしょうか。 （異議なしの声）
会長	（担当区域案説明） （異議なしの声）
会長	はい。ありがとうございます。異議ないようですので、こういった形で決めさせていただきたいと思います。それと先ほど農業委員の方で言っていただきました、推進委員の方の区域の方を事務局よりご説明いたします。
事務局長	（担当区域説明）
会長	事務局からの提案があった区域の区切り、及び担当者について何かご意見はないでしょうか。 （なしの声）
会長	はい。異議なしとのことであります。
会長	続きまして、日程１３「その他」になっております。事務局より説明をお願いいたします。 「事務局より連絡」 〇必要書類の提出について 〇広報用写真撮影について 〇新任委員の制服採寸について 〇今後の行事について
会長	はい。他に皆さん方から何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

	（なしの声）
会長	それでは、何もないようでございましたら、日程１４「閉会」に移らさせていただきたいと思います。以上を持ちまして山江村農業委員会臨時総会を閉会いたします。まことに不慣れで申し訳ございません。いろいろ迷惑をおかけしますけれどもよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

令和 8 年 7 月 21 日(火)午後 4 時 03 分終了

議長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿